大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第6号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則の一部を改正する規 則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則(平成27年規則第30号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の6項を加える。

- 2 前項の規定による勤務(以下「時間外勤務」という。)は、超過勤務命令簿 により命ずる。
- 3 事務局長は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲 内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。
 - (1) 1箇月において45時間(当該1箇月において職員に特定勤務時間(第5条第4項の規定により、あらかじめ第2条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間(当該1週間の所定の勤務時間が40時間未満である場合にあっては、1週間につき40時間)を超えて勤務することを命ぜられて勤務した時間をいう。以下この条において同じ。)がある場合にあっては、45時間から当該1箇月における特定勤務時間を合計した時間(当該時間が45時間を超える場合にあっては、45時間)を減じた時間)
 - (2) 1年において360時間(当該1年において職員に特定勤務時間がある場合にあっては、360時間から当該1年における特定勤務時間を合計した時間(当該時間が360時間を超える場合にあっては、360時間)を減じた時間)
- 4 前項の規定にかかわらず、事務局長は、大量の業務又は突発的に生じた業務を短期間に集中的に処理する必要があることその他これに類する特別の事情があるため、同項各号に掲げる時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる必要があると認める場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずることができる。
 - (1) 1箇月において100時間(当該1箇月において職員に特定勤務時間がある場合にあっては、100時間から当該1箇月における特定勤務時間を合計し

た時間を減じた時間)

- (2) 1年において720時間(当該1年において職員に特定勤務時間がある場合にあっては、720時間から当該1年における特定勤務時間を合計した時間を減じた時間)
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3 箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤 務を命ずる時間(当該それぞれの期間において職員に特定勤務時間がある 場合にあっては、時間外勤務を命ずる時間に当該それぞれの期間における 特定勤務時間の合計を加えた時間)の1箇月当たりの平均時間について80 時間
- (4) 1年のうち1箇月において前項第1号に掲げる時間を超えて時間外勤 務を命ずる月数について6月
- 5 事務局長は、職員に特例業務(災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものとして別に定めるものをいう。以下この項において同じ。)に係る時間外勤務を命ずる場合であって、当該時間外勤務を命ずることにより、第3項各号若しくは前項各号に掲げる時間若しくは月数を超えて時間外勤務を命ずることとなるとき又は当該時間若しくは月数を超えて時間外勤務を命ずることが必要となることが見込まれるときは、当該特例業務に係る時間外勤務を命ずる時間を前2項の時間外勤務を命ずる時間に含めないことができる。
- 6 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間 及び月数の上限に関し必要な事項は、事務局長が定める。
- 7 労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条第1項の協定が締結されている 事業場に勤務する職員に時間外勤務を命ずる場合においては、第3項から前 項までの規定は適用しない。

第10条第1項第2号中「(昭和22年法律第49号)」を削る。 第11条に次の1項を加える。 3 病気休暇の単位は、1日とする。ただし、定期的な診断又は治療を受ける ことが生命の維持のために必要であると事務局長が認めるときは、1時間を 単位とすることができる。

第12条第1項第12号中「場合」を「場合又は職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として事務局長が定める関係を有することとなる場合」に改め、同項第14号中「配偶者」を「配偶者等(配偶者」に、「含む。」を「含む。)又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として事務局長が定める関係にある者をいう。」に改め、同項第16号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第17号中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を「中学校就学の始期に達するまでの」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第18号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。第27条第3項中「大阪市、八尾市、松原市内」を「組合構成団体の区域内」に改める。

別表第3中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第27条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の適用の日(以下「適用日」という。)から令和元年8月31日までの間における改正後の規則第6条第4項第3号の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは「5箇月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。

3 適用日前に使用されたこの規則による改正前の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則第12条第1項第12号から第14号まで又は第16号から第18号までの規定による特別休暇は、改正後の規則第12条第1項第12号から第14号まで又は第16号から第18号までの規定による特別休暇として使用されたものとみなす。